

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

経営者が知っておきたい公的年金の受け取り方

受取額が増える繰下げ受給 上限年齢が2022年4月から75歳に

こんにちは、高橋学です。2022年4月より公的年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられました。経営者のみなさまの中には長く働き続け、年金受給開始は70歳以降でよいという人もいるでしょう。そこで今回は、70歳以降の年金の受け取り方を紹介しましょう。

そもそも年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、希望すれば66歳以降の受給開始が可能です。これが繰下げ受給で、メリットは、受取額(額面)が繰り下げた分1カ月につき0.7%増額されます。例えば65歳時点の年金額が年180万円の場合、71歳まで繰下げ待機すると、年金額は50.4%増額し、年271万円となります(下図の①)。

注意点は「在職老齢年金制度」です。これは70歳未満で厚生年金に加入して働いている場合や、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務する場合、厚生年金の月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超えると、超過分の半分が支給停止となるものです。年金の受給を繰下げても、在職老齢年金制度による支給停止分は繰下げ増額の対象とはなりません。つまり65歳以降の報酬額によっては繰下げの増額効果がほとんど得られない可能性もあります。

繰下げ分を一括受給する際の デメリットを解消する新制度

繰下げ受給の予定で65歳から年金を受給せずにいたが、70代になってさまざまな理由から、繰下げ受給ではなくそれまでの年金を一括受給したいというケースもあるでしょう。これまで、年金の一括受給には、繰下げによる増額が適用されないというデメリットがありました。しかし、今年4月からは「特例的な繰下げみなし増額」という制度が始まり、そのデメリットが解消されます。

特例的な繰下げみなし増額とは、70歳以降に年金を一括受給することを選択した場合、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括受給できるようにする仕組みです。例えば、下図②のように、本来の年金額が180万円の人が71歳時点で一括受給を選択した場合、その5年前の66歳時点で繰下げ申出したものとみなされ、年金額は195万円に増額され、195万円の5年間分である975万円を一括受給することができます。

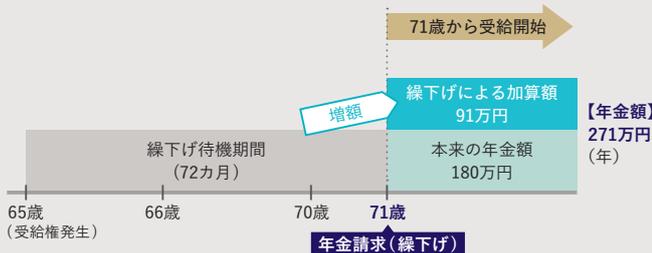
特例的な繰下げみなし増額制度の導入によって、不測の事態で一括受給を選択せざるを得なかった際にも繰下げの効果が得られるようになり、70歳以降も安心して繰下げ待機を選択できるようになります。

M

繰下げ受給制度の仕組み

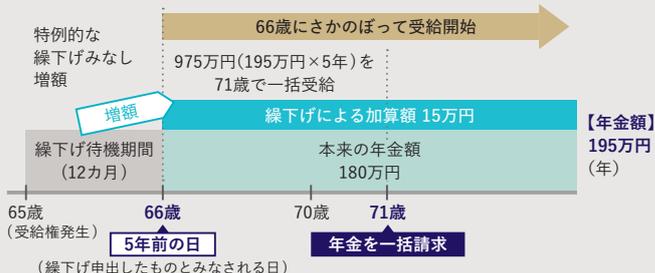
① 繰下げ申出をする場合

【年金額】 180万円 + 91万円 = 年額271万円
(本来の年金額) (繰下げ加算) 繰下げ申出の翌月から受取
(0.7%×72カ月=50.4%増額)



② 繰下げ申出をしない[一括受取する] 場合

【年金額】 180万円 + 15万円 = 年額195万円
(本来の年金額) (繰下げ加算) 請求の5年前の日で繰下げ申出があったものと
(0.7%×12カ月=8.4%増額) して5年間分(975万円)をさかのぼって一括受取



(注)計算式は簡略化のため、万円未満を四捨五入していますが、実際は円未満を四捨五入します。